平成２２年（フ）第１３９４号
千葉県八千代市八千代台南１丁目18番23号
破産者　三牧　　寧
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７３８号
千葉市緑区おゆみ野１―25―２　Ｗ３棟321号、住民票上の住所千葉市中央区蘇我５丁目27番９号
破産者　田邉　秀行
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１００号
千葉県東金市極楽寺609番地16
破産者　有限会社飯塚工業
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０１号
千葉市若葉区中野町2171―１、住民票上の住所千葉県東金市極楽寺609番地16
破産者　飯塚　高広
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４４号
千葉県八千代市八千代台北13丁目13番１号
破産者　松村　晃生
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３５３号
千葉県船橋市習志野台２丁目13番23号　パークハイム田中201号
破産者　和田　　浩
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３５４号
千葉県船橋市習志野台２丁目13番23号　パークハイム田中201号
破産者　和田惠美子
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３２７７号
名古屋市中区丸の内１丁目７番６号
破産者　株式会社フォレスト
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２号
愛知県愛西市町方町案山子８番地の５
破産者　有限会社渡邉商会
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５３号
名古屋市守山区森孝東２丁目303番地
破産者　日本ホームシステム株式会社
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区三浦481番地５
破産者　中野　松男
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第４０号
横浜市港北区日吉６丁目５番６号
破産者　有限会社劉備
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４号
岐阜県中津川市中津川2310番地の10
破産者　末松　彰一
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第４２号
岐阜県多治見市長瀬町24番地の15、従前の住所岐阜県多治見市西坂町４丁目133番地
破産者　細川　富治
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第５２３号
京都府八幡市美濃山出口53番地．38番地１
破産者　伊藤冷機設備株式会社
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５６号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町17番６―103号、旧住所鹿児島県鹿児島市荒田２丁目39番７―901号
破産者　中村　恵美
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１８９号
福島県会津若松市飯盛２丁目３番10号、前住所福島県会津若松市和田１丁目１番15号
破産者　星　　浩昭
1　決定年月日　平成23年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第４０９０号
札幌市南区簾舞３条１丁目７番６号
破産者　小野寺良雄
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６５８号
群馬県渋川市石原1295番地２
破産者　松村　幸雄
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１１９号
群馬県前橋市前箱田町76番地11
破産者　小澤　保彦
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第３１０号
福岡市中央区長浜３丁目17番10―906号、旧住所埼玉県川口市北原台１丁目13番48号ヴェルビ北原台Ⅲ105号
破産者　黒田　正人
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係